

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療情報改定で、訪問看護医療 DX 情報活用加算が新設されました。

あったか訪問看護ステーションでは、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

対象者は、医療保険で訪問看護を利用する方

加算額は、訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月（自己負担 1 割の場合 5 円/月）

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2024（令和 6）年 6 月 1 日

医療法人裕徳会 あったか訪問看護ステーション